

保育所を利用されている皆様へ

いわき市長 清水 敏男
(公 印 省 略)

「いわき市新型コロナウイルス感染防止一斉行動」に伴う保育所等の
臨時休園の再延長について（依頼）

日頃より、本市の保育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、保育所等については、全国的な感染拡大への懸念が払拭されない中で、保育所等の再開時期を慎重に見極める必要があること等から、当該一斉行動に伴う臨時休園期間について、令和 2 年 5 月 10 日（日）まで延長を要請したところではありますが、この度、国において、感染の再燃と医療崩壊、重症者等の増大を阻止するため、「緊急事態宣言」を全都道府県で 5 月末日まで延長することとされました。

このような状況を踏まえ、本市におきましても、当該一斉行動の期間を 5 月 31 日（日）まで延長するとともに、5 月 7 日（木）から 5 月 31 日（日）までの 25 日間については、感染防止一斉行動の「第 2 ステージ」と位置づけ、小中学校等の社会的に必要性の高い活動などの制限を一部緩和し、社会経済活動との両立を目指すこととしたところであります。

については、保育所等の臨時休園期間について、児童の健康・安全を第一に、ゴールデンウィーク中の感染拡大の状況を見極めるため、5 月 20 日（水）まで延長することとしたことから、保護者の皆様におかれましては、当該期間についても、可能な限り各家庭での保育にご協力くださるようお願いいたします。

なお、臨時休園期間中においても、引き続き、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方や、ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方等については、特例的に保育を実施するほか、今回の社会経済活動の制限の一部緩和や、臨時休園期間が長期に及ぶこと等に伴い、登園自粛の対応が困難となる方につきましては、個別具体の状況を確認させていただきながら対応させていただきますので、保育所にご相談くださるようお願いいたします。

※ 今回の臨時休園により、保育所を利用されなかった場合には、当該期間中の保育料について「減免（還付）」となりますが、具体的な手続き等については追ってお知らせいたします。

【事務担当】

こども支援課 保育・教育係
電話 22 - 7458